給与支払報告書等の提出及び記載方法について

文京区総務部税務課　課税第一・二係

文京区シンボルマーク

１　給与支払報告書の提出先・提出基準

提出先

- 従業員が令和９年１月１日現在居住している区市町村
 （原則は住民登録地です。）

提出基準

- 令和８年１月から１２月の間に支払をした給与がある従業員
 （退職者で支払金額３０万円以下の場合、提出義務はありませんが、住民税を正しく算出するため、できる限りご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。）

提出期限は、
令和９年２月１日です。
お早めのご提出をお願いいたします。



2　主な改正事項

（１）基礎控除の見直し

- 住民税に基礎控除額の変更はございません。
- 年末調整時には国税庁HP「令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm）をご確認ください。

（２）給与所得控除の見直し

- 最低保障額　65万円 → 74万円へ引き上げられます。
- 給与の収入金額220万円超の場合の給与所得控除額に改正はございません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
190万円以下	74万円	65万円
190万円超　220万円以下		その収入金額×30%＋8万円

2　主な改正事項

（３）扶養親族等の所得要件の改正

- 次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下(136万円以下)	58万円以下(123万円以下)
特定親族	62万円超　123万円以下 (136万円超　197万円以下)	58万円超　123万円以下 (123万円超　188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超　133万円以下 (136万円超　207万円以下)	58万円超　133万円以下 (123万円超　201万5,999円以下)
受給者の該当事項	**所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）**	
	改正後	**改正前**
勤労学生	89万円以下(163万円以下)	85万円以下(150万円以下)

※所得要件とは、合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2　主な改正事項

（４）年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険控除の特例

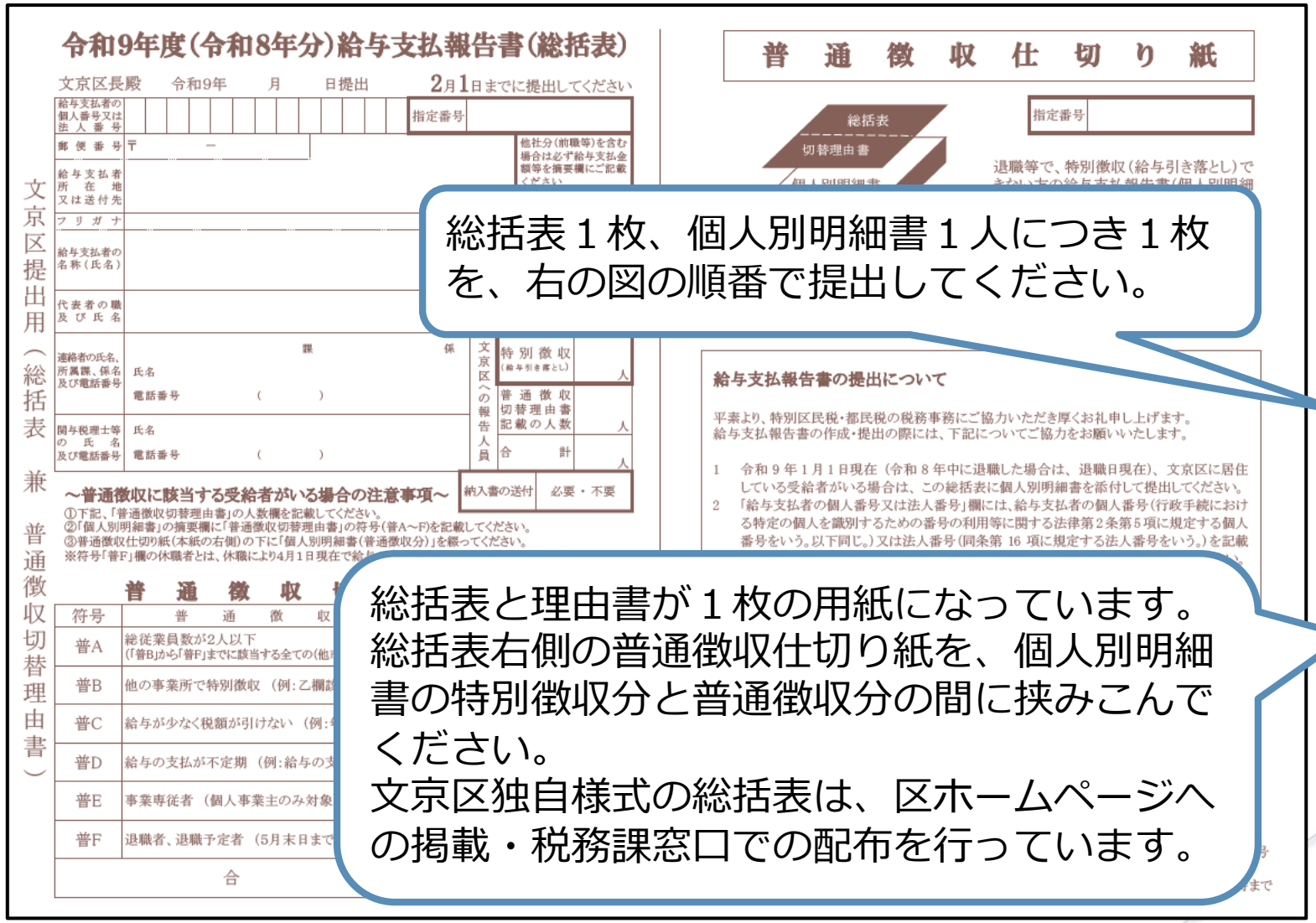
- 住民税に生命保険料控除の変更はございません。
- 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の令和８年・９年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超　　6万円以下	新生命保険料×1/2＋1万5,000円
6万円超　12万円以下	新生命保険料×1/4＋3万円
12万円超	一律6万円

- 旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合の令和８・９年分の一般生命保険料控除の適用限度額が６万円（改正前：４万円）とされました。

 ※一般生命保険料控除・介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

3　給与支払報告書の提出方法
（１）文京区独自様式の総括表の場合

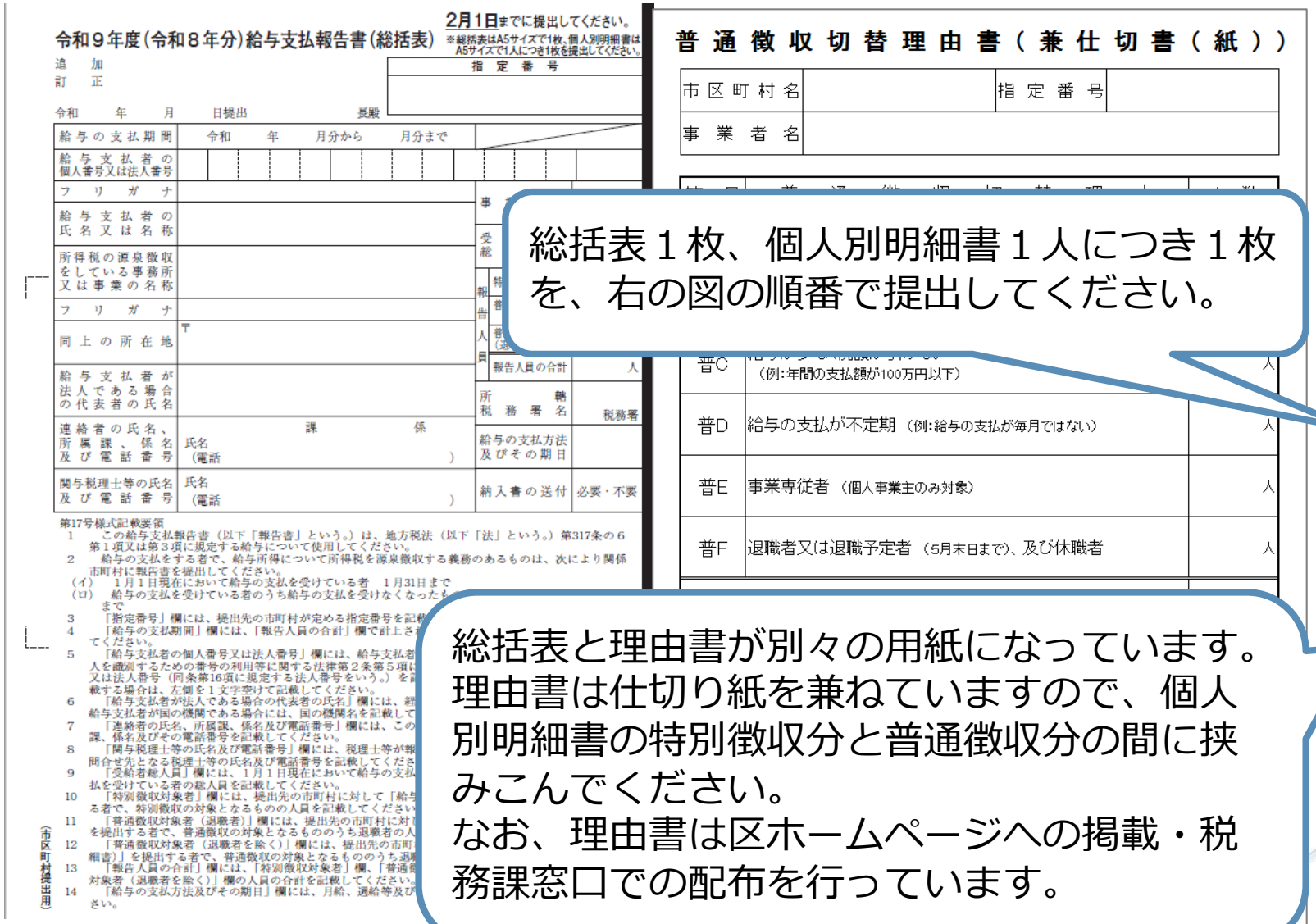


総括表１枚、個人別明細書１人につき１枚を、右の図の順番で提出してください。

総括表と理由書が１枚の用紙になっています。
総括表右側の普通徴収仕切り紙を、個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の間に挟みこんでください。
文京区独自様式の総括表は、区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。



（２）一般の総括表の場合



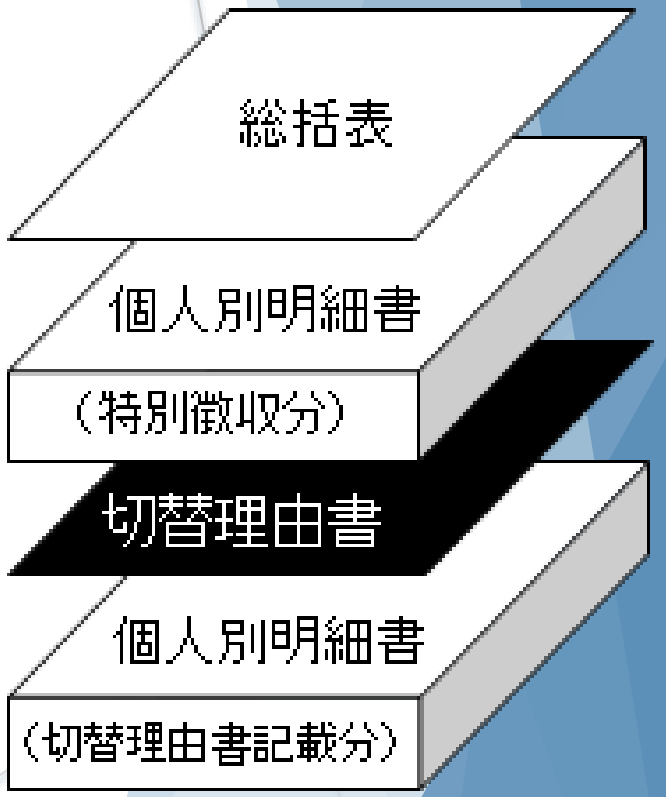
令和９年度（令和８年分）給与支払報告書（総括表）

2月1日までに提出してください。
※総括表はA5サイズで1枚、個人別明細書はA5サイズで1人につき1枚を提出してください。

普通徴収切替理由書（兼仕切書（紙））

総括表１枚、個人別明細書１人につき１枚を、右の図の順番で提出してください。

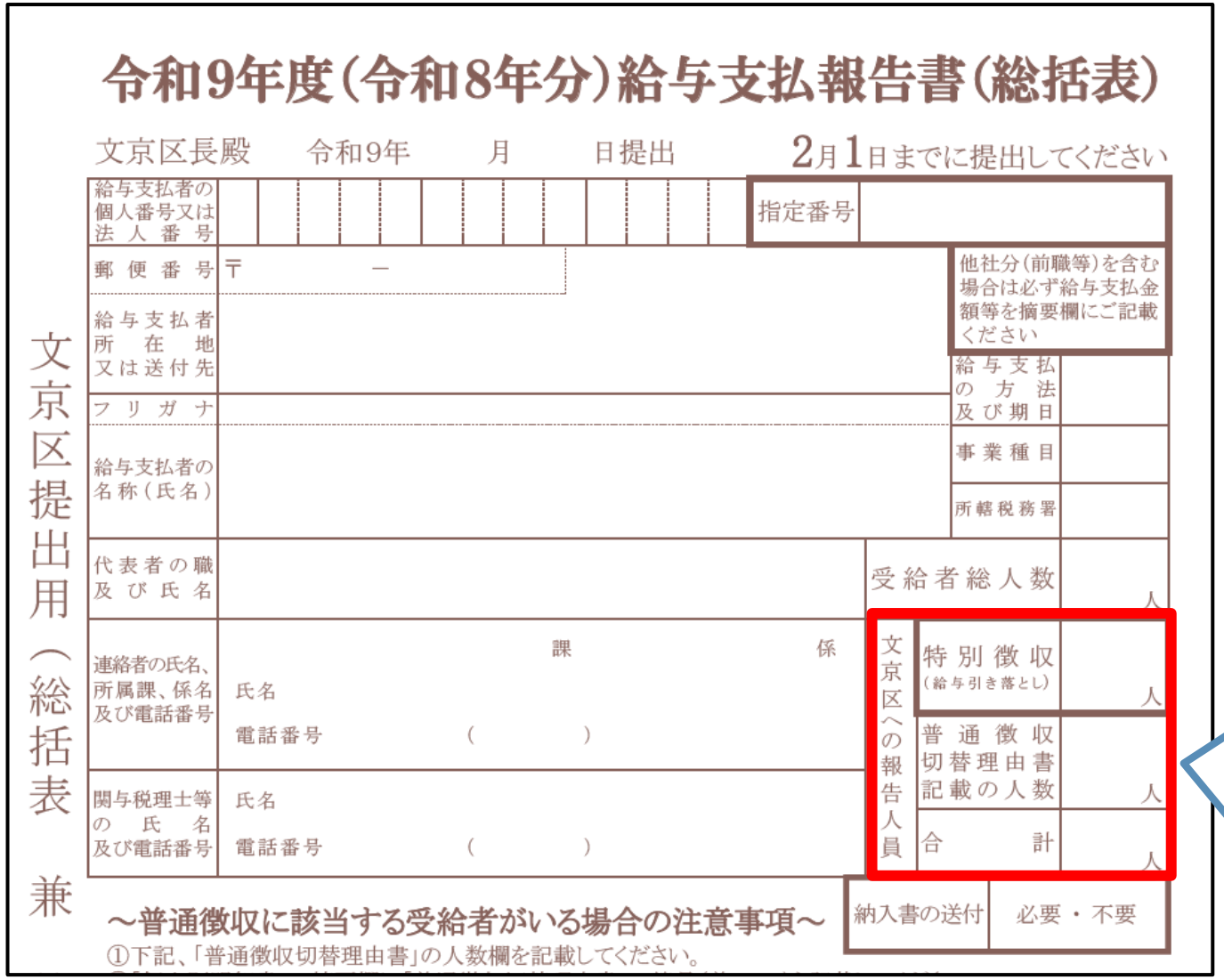
総括表と理由書が別々の用紙になっています。
理由書は仕切り紙を兼ねていますので、個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の間に挟みこんでください。
なお、理由書は区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。



4　給与支払報告書の記載方法

（１）総括表

※総括表への押印は不要です



令和9年度（令和8年分）給与支払報告書（総括表）

文京区長殿　令和9年　月　日提出　2月1日までに提出してください

文京区提出用（総括表兼）

給与支払者の個人番号又は法人番号	指定番号
郵便番号	〒　－
給与支払者所在地又は送付先	
フリガナ	
給与支払者の名称（氏名）	
代表者の職及び氏名	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　係 氏名 電話番号　（　）
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 電話番号　（　）

他社分（前職等）を含む場合は必ず給与支払金額等を摘要欄にご記載ください

給与支払の方法及び期日	
事業種目	
所轄税務署	
受給者総人数	人
文京区への報告人員　特別徴収（給与引き落とし）	人
普通徴収切替理由書記載の人数	人
合計	人
納入書の送付	必要・不要

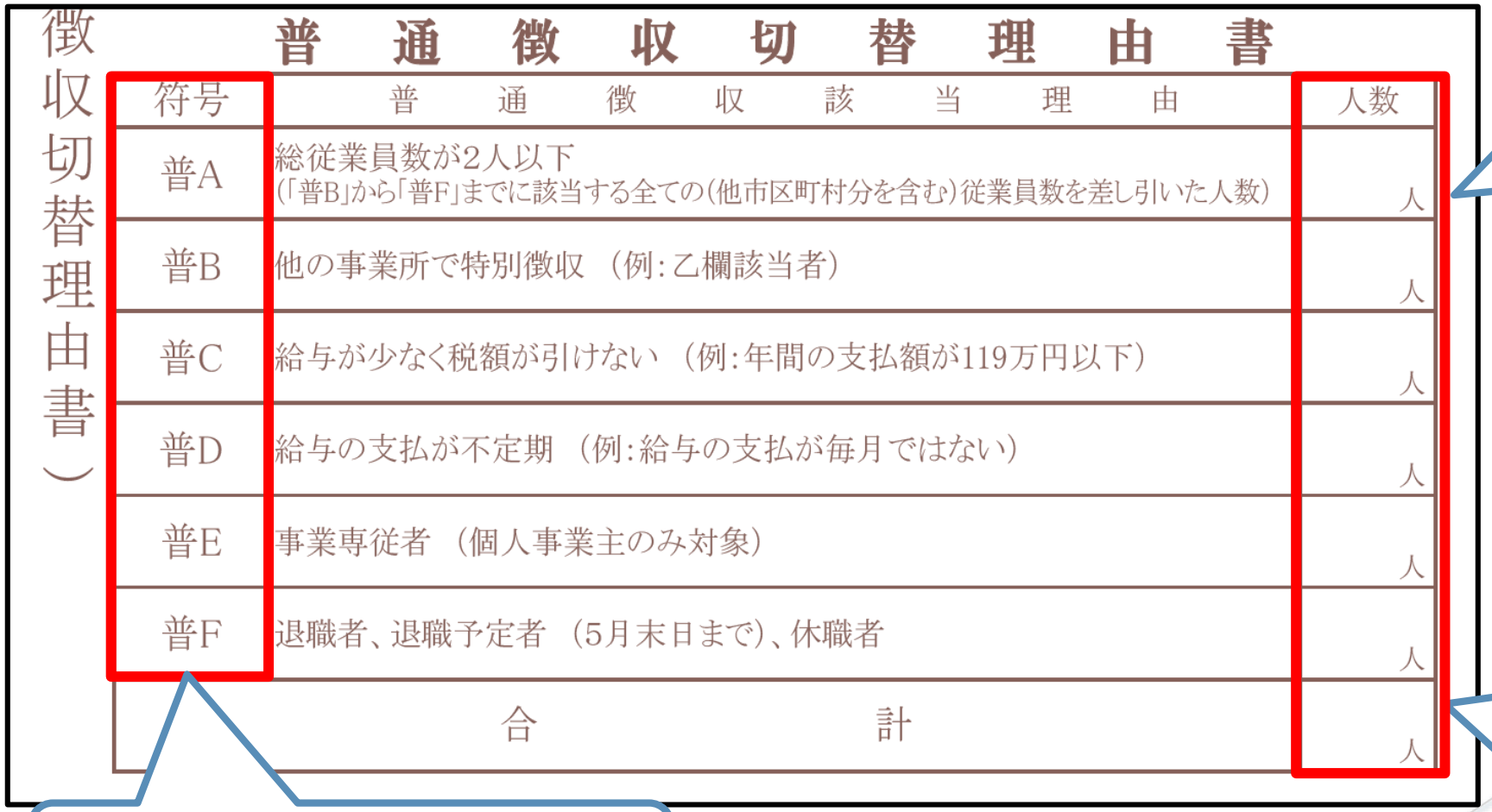
～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～

①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄を記載してください。

特別徴収・普通徴収の人員数の内訳を必ず記載してください。

また、記載した人数と、提出する個人票の枚数が一致するかどうかをご確認ください。

（２）普通徴収切替理由書



徴収切替理由書）

普　通　徴　収　切　替　理　由　書

符号	普　通　徴　収　該　当　理　由	人数
普A	総従業員数が2人以下 （「普B」から「普F」までに該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収　（例：乙欄該当者）	人
普C	給与が少なく税額が引けない　（例：年間の支払額が119万円以下）	人
普D	給与の支払が不定期　（例：給与の支払が毎月ではない）	人
普E	事業専従者　（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者、退職予定者　（5月末日まで）、休職者	人
合　計		人

総括表に記載した普通徴収該当人数を漏れなく記載してください。

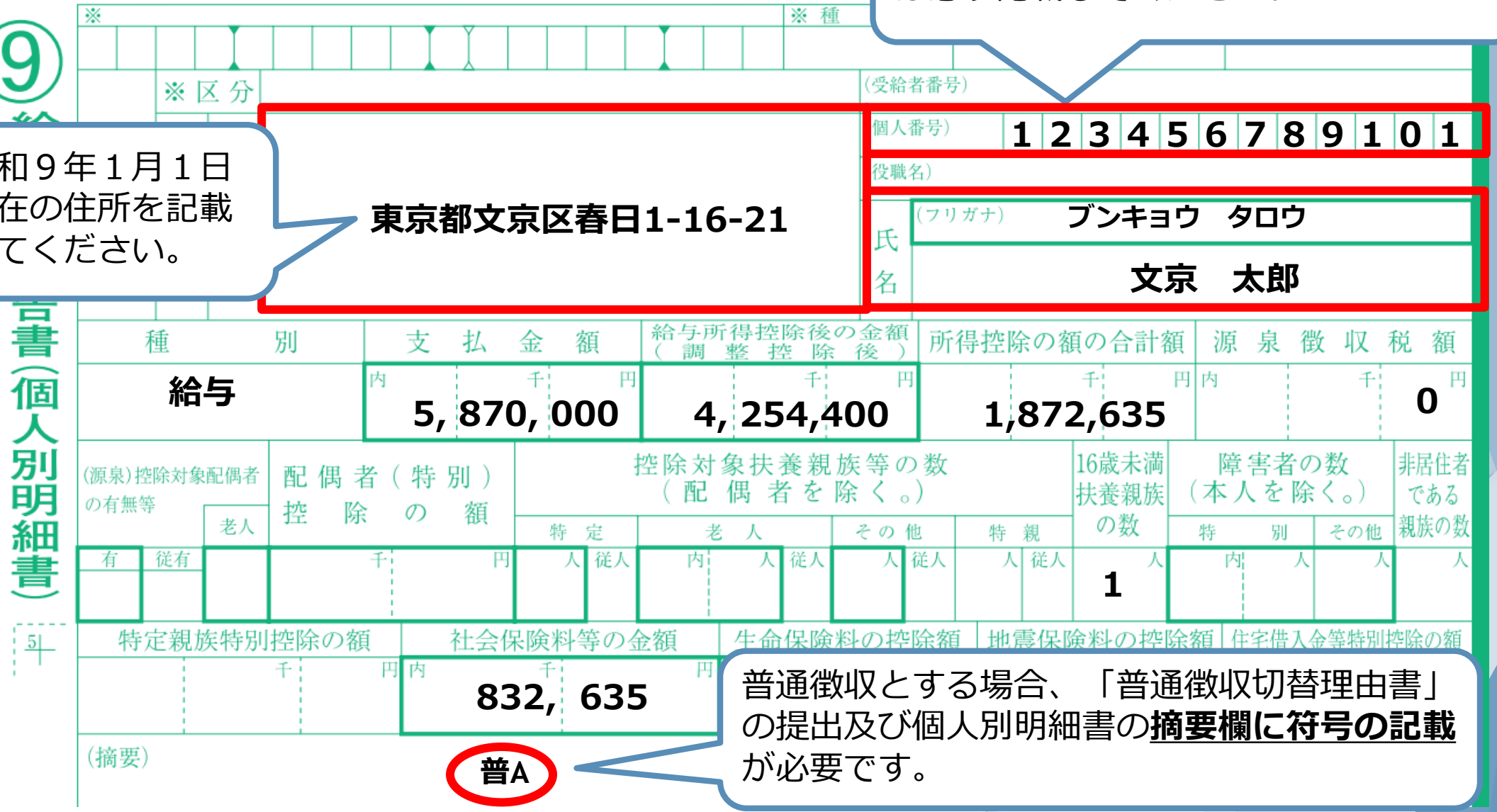
理由書に記載のある理由以外では、普通徴収が認められません。

選択した符号を個人別明細書の摘要欄に記載してください。

（３）個人別明細書①

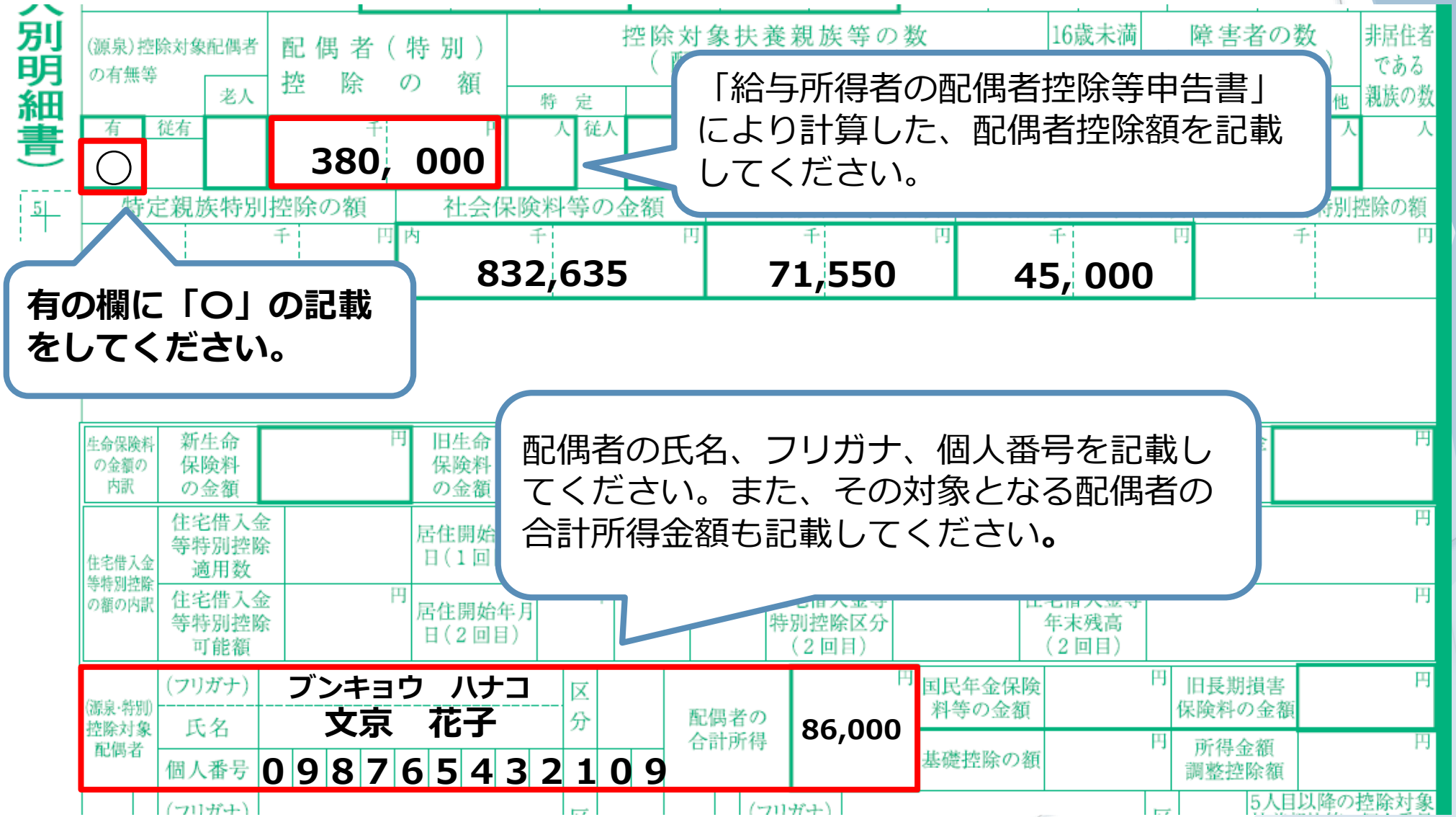
個人番号・フリガナ・氏名・生年月日は必ず記載してください。

令和９年１月１日現在の住所を記載してください。

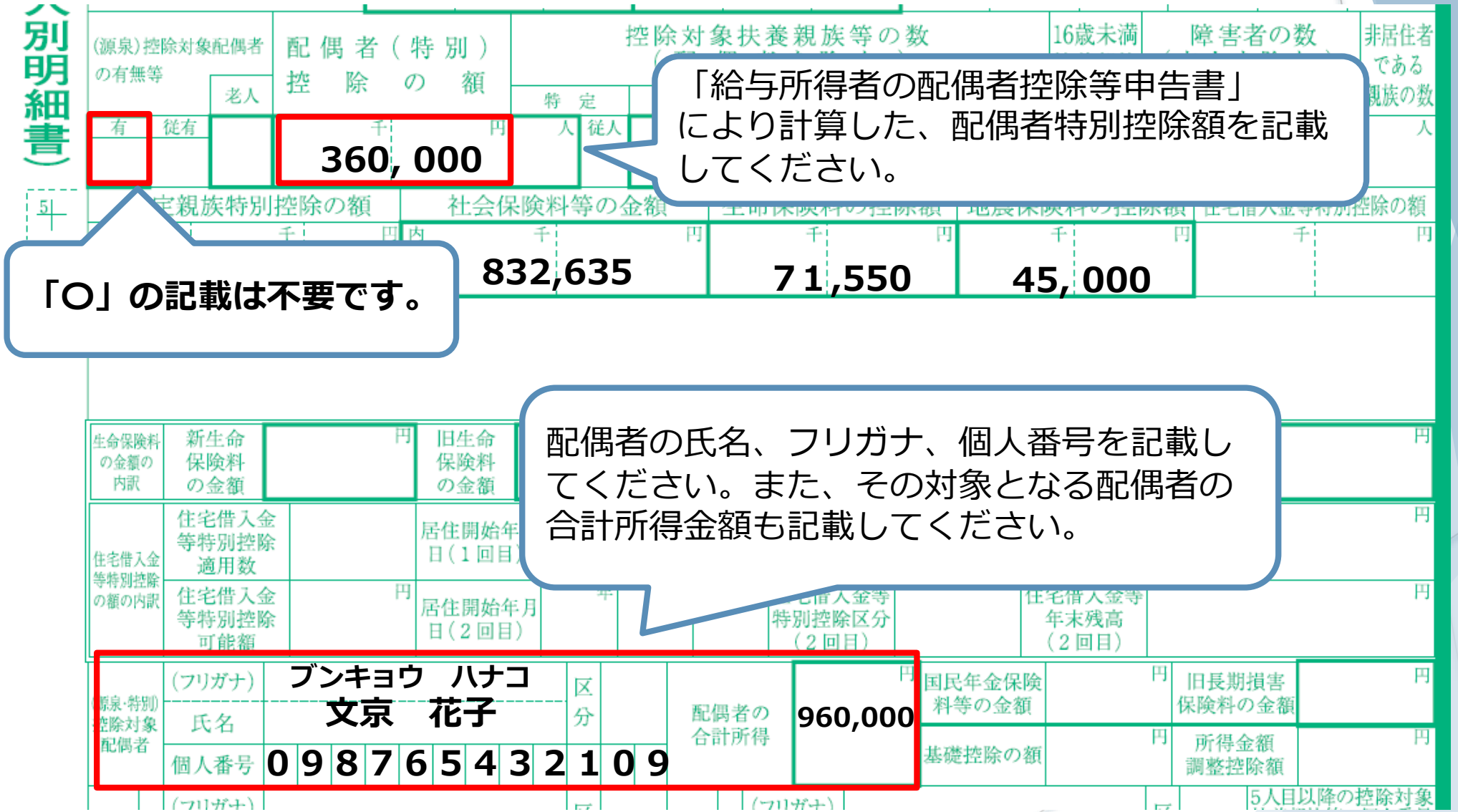


普通徴収とする場合、「普通徴収切替理由書」の提出及び個人別明細書の**摘要欄に符号の記載**が必要です。

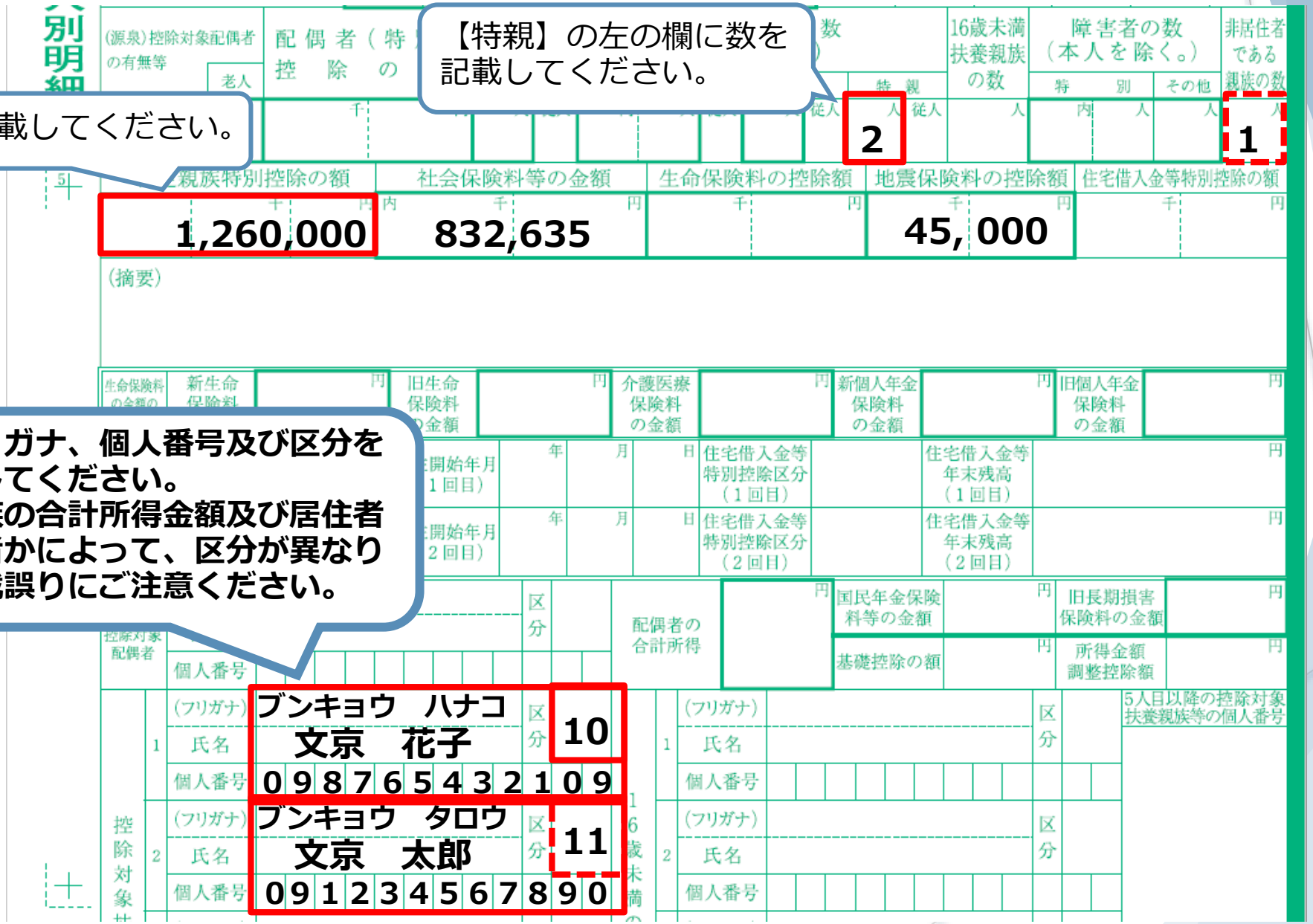
（３）個人別明細書②
配偶者控除の記載



（３）個人別明細書③
配偶者特別控除の記載

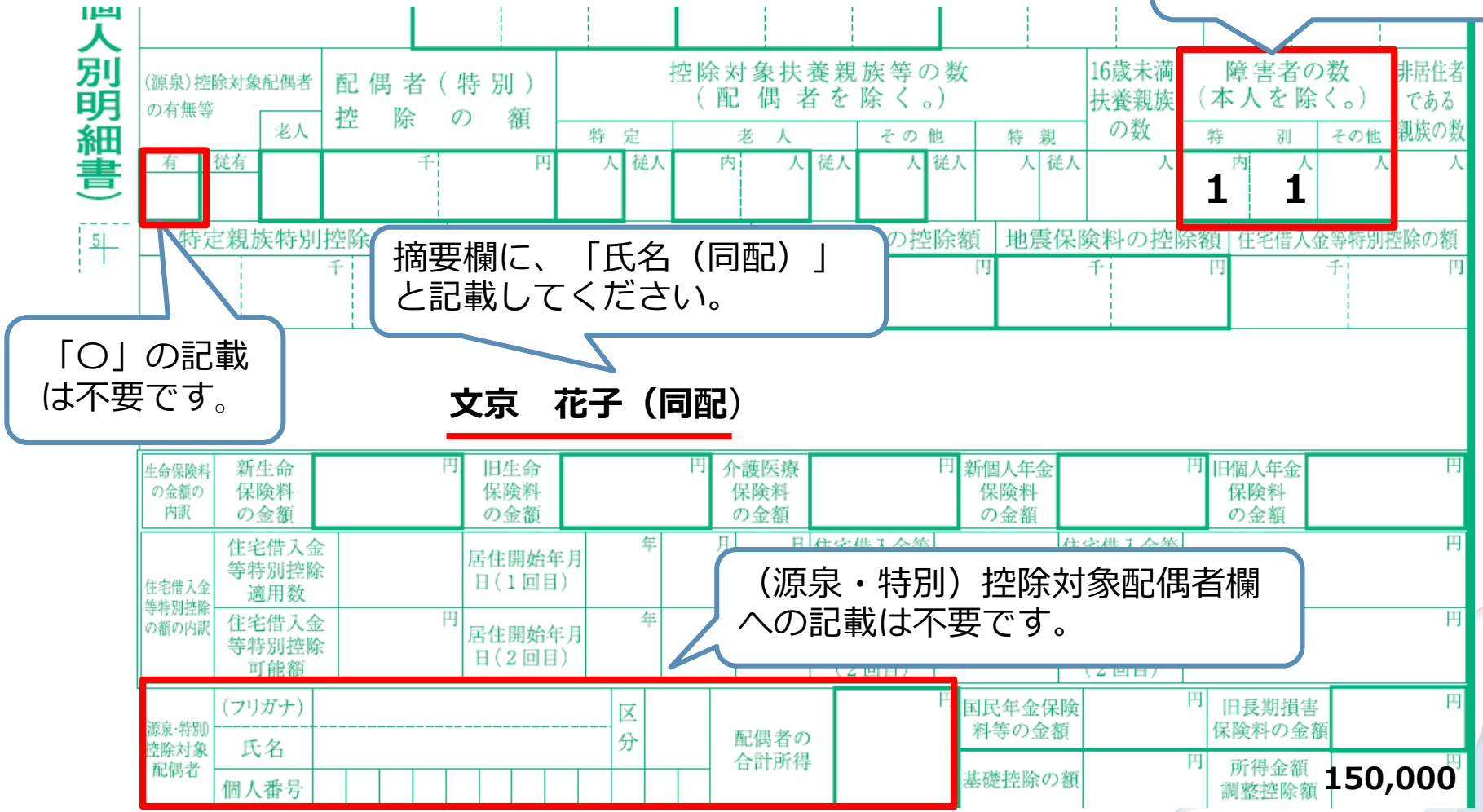


（３）個人別明細書④　特定親族特別控除の記載

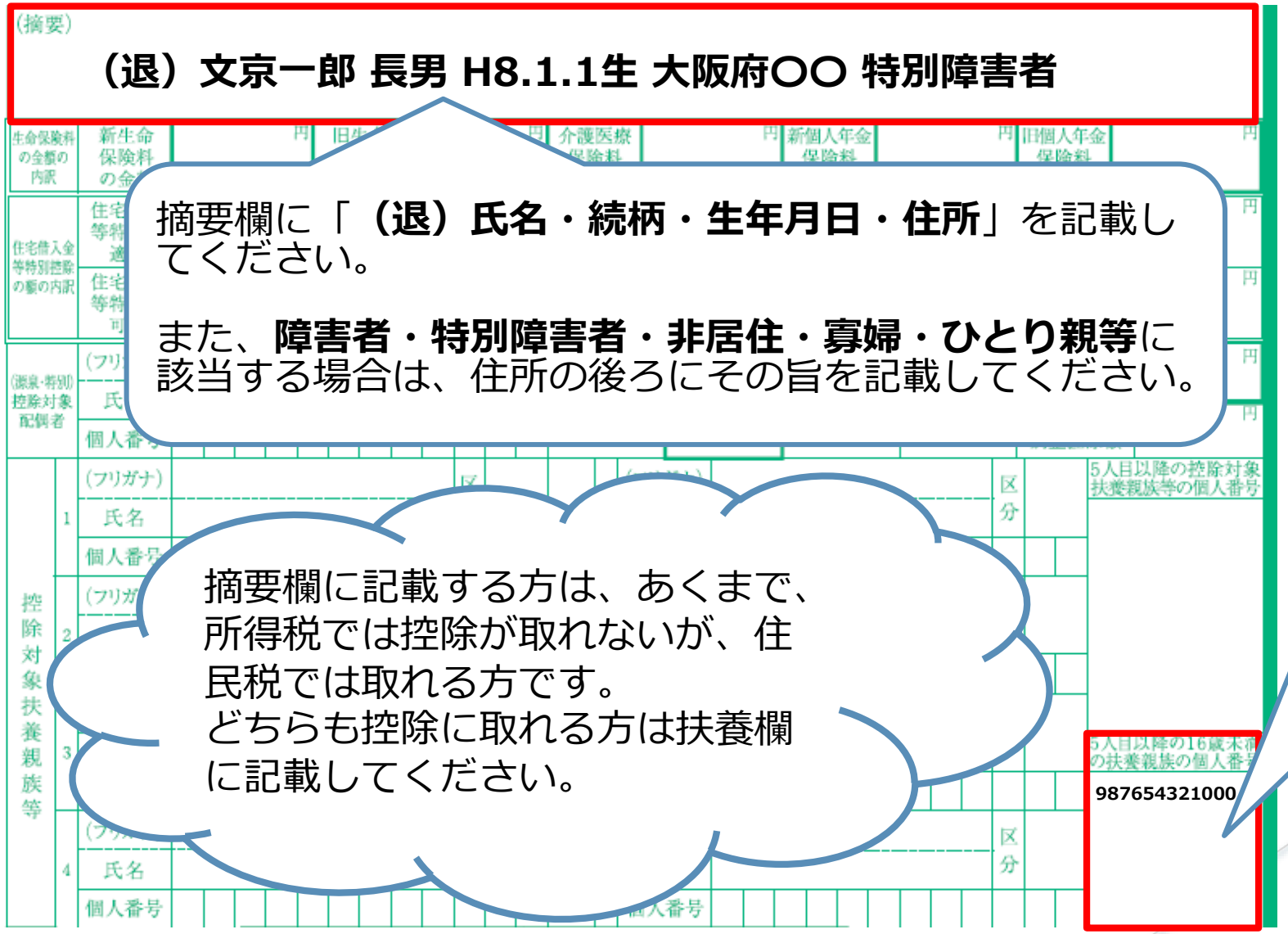


（３）個人別明細書⑤

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者である場合の記載



（３）個人別明細書⑥
退職手当のある被扶養者がいる場合の記載



摘要欄に「**（退）氏名・続柄・生年月日・住所**」を記載してください。

また、**障害者・特別障害者・非居住・寡婦・ひとり親等**に該当する場合は、住所の後ろにその旨を記載してください。

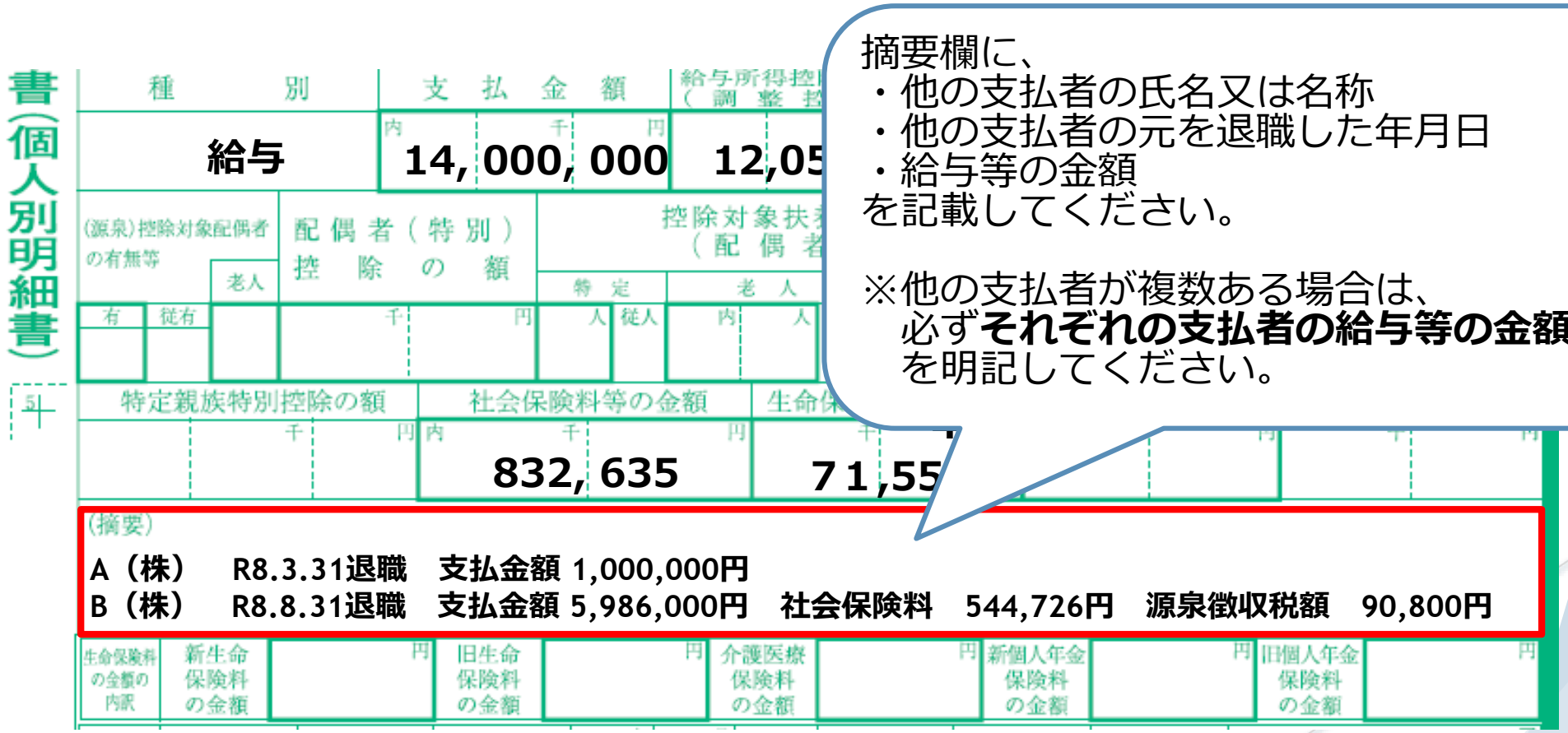
摘要欄に記載する方は、あくまで、所得税では控除が取れないが、住民税では取れる方です。
どちらも控除に取れる方は扶養欄に記載してください。

摘要欄に記載した被扶養者のマイナンバーは、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載してください。

複数ある場合は、摘要欄の氏名との対応関係が分かるようにしてください。

（３）個人別明細書⑦

前職分の給与等を含む場合の記載

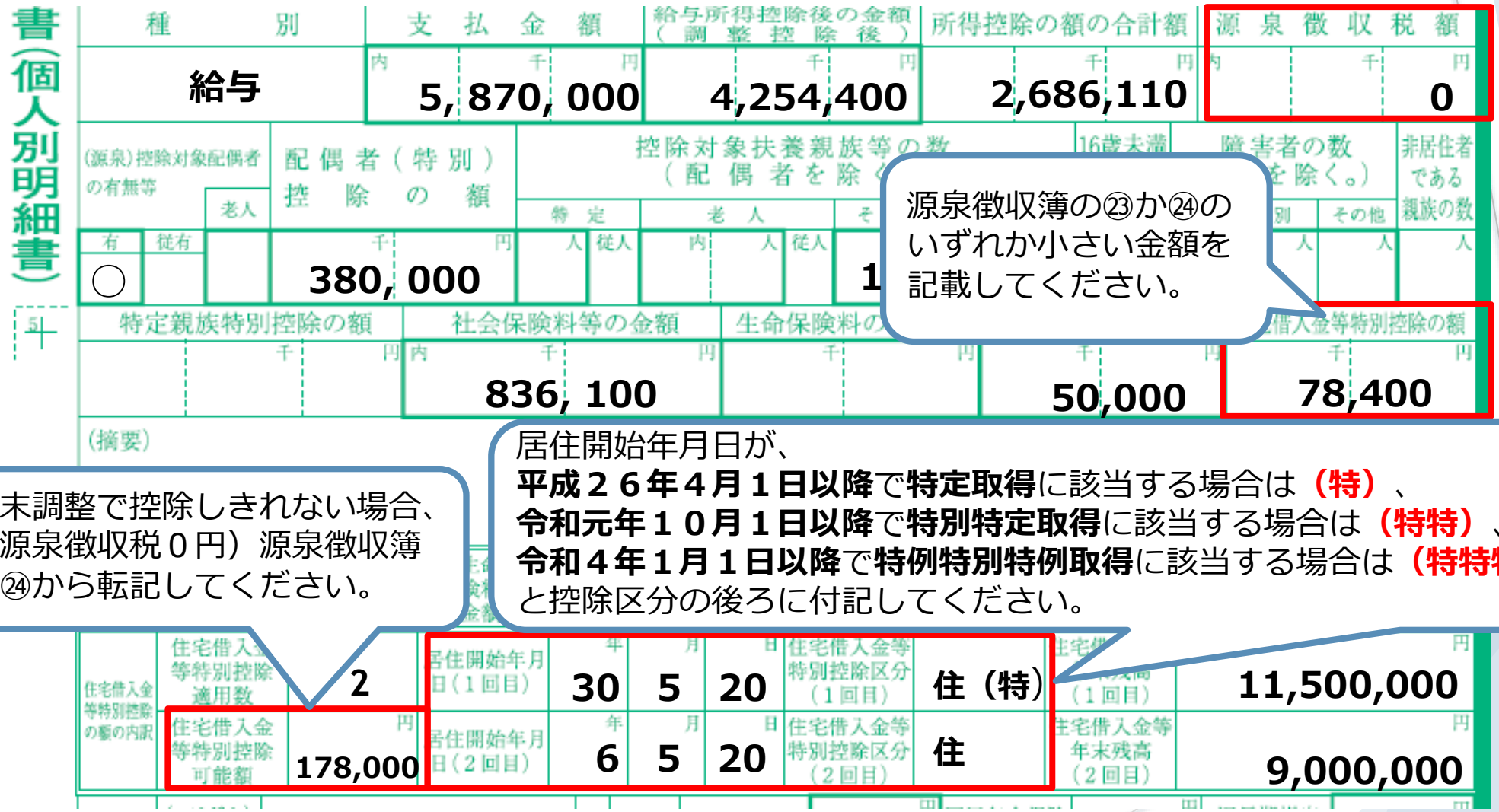


摘要欄に、
・他の支払者の氏名又は名称
・他の支払者の元を退職した年月日
・給与等の金額
を記載してください。

※他の支払者が複数ある場合は、
必ず**それぞれの支払者の給与等の金額**を明記してください。

（３）個人別明細書⑧

住宅借入金等特別控除の記載



源泉徴収簿の㉓か㉔のいずれか小さい金額を記載してください。

年末調整で控除しきれない場合、（源泉徴収税０円）源泉徴収簿の㉔から転記してください。

居住開始年月日が、
平成２６年４月１日以降で**特定取得**に該当する場合は**（特）**、
令和元年１０月１日以降で**特別特定取得**に該当する場合は**（特特）**、
令和４年１月１日以降で**特例特別特例取得**に該当する場合は**（特特特）**
と控除区分の後ろに付記してください。

（３）個人別明細書⑨

非居住者・青色専従者の場合

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千 円	内 千 円	千 円	千 円	千 円
	832,635	71,550	45,000	136,700

（摘要）

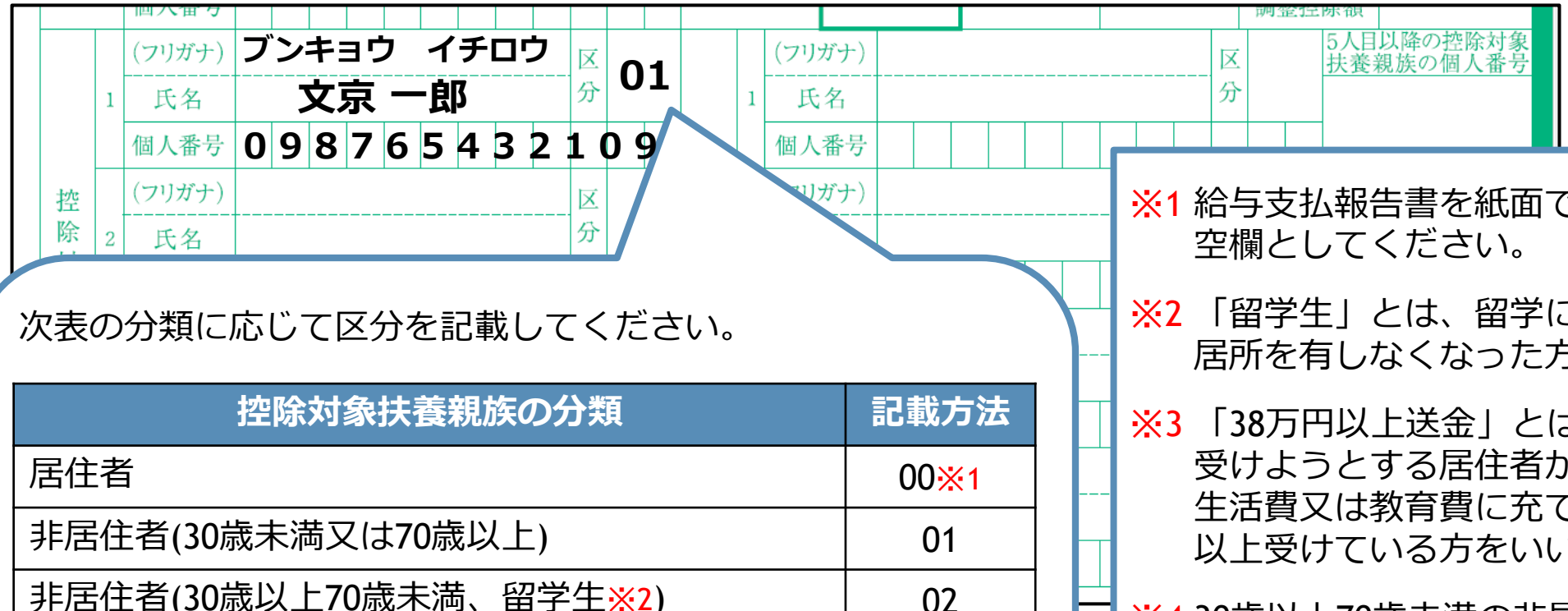
非居住　R8.10.1～R9.12.31　アメリカ合衆国にて勤務　　青専

就労や就学のため、概ね１年以上国外転出しており、
令和９年１月１日現在、**国外に居住**している場合、
課税対象外となります。
摘要欄に**非居住**である旨と、国外勤務（就学）期間、
勤務（就学）先の国名を記載してください。

青色専従者の場合、摘要欄に
「青専」と記載してください。

（３）個人別明細書⑩

控除対象扶養親族が非居住者の場合



次表の分類に応じて区分を記載してください。

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	00※1
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

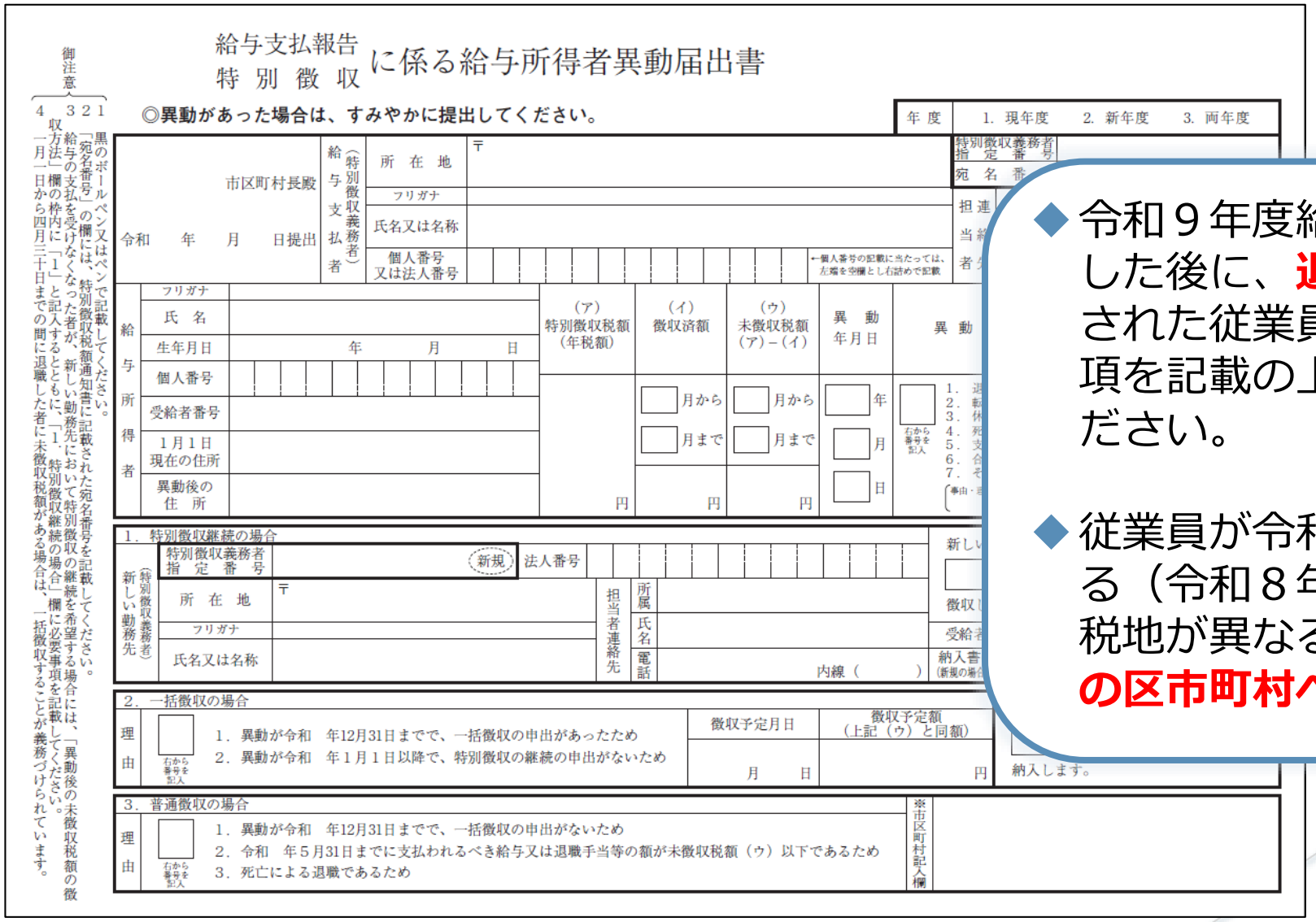
※1 給与支払報告書を紙面で提出する場合は、空欄としてください。

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

5　給与所得者異動届出書について



給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度　1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

令和　年　月　日提出　市区町村長殿

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地　〒
フリガナ
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

特別徴収義務者指定番号
宛名番号
担当者

給与所得者
フリガナ
氏名
生年月日　年　月　日
個人番号
受給者番号
1月1日現在の住所
異動後の住所

（ア）特別徴収税額（年税額）　円
（イ）徴収済額　月から　月まで　円
（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）　月から　月まで　円
異動年月日　年　月　日
異動　1. 退職　2. 転勤　3. 休職　4. 死亡　5. 給与支払を受けなくなった　6. 給与支払を受けるようになった　7. その他（事由・年月日）
右から番号を記入

1．特別徴収継続の場合
新しい特別徴収義務者
特別徴収義務者指定番号　（新規）　法人番号
所在地　〒
フリガナ
氏名又は名称
担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　）
新しい徴収
受給者
納入書（新規の場合）

2．一括徴収の場合
理由　右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　月　日
徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円
納入します。

3．普通徴収の場合
理由　右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため
※市区町村記入欄

御注意
1　黒のボールペン又はペンで記載してください。
2　「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3　「給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4　一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

- 令和９年度給与支払報告書を提出した後に、**退職・休職・転勤等**をされた従業員がいる場合、必要事項を記載の上、お早めにご提出ください。
- 従業員が令和８年中に転居している（令和８年度と令和９年度で課税地が異なる）場合は、**それぞれの区市町村へ提出が必要**です。

6　文京区からのお願い①

- **フリガナ・生年月日**を忘れずに記載してください。記載が漏れていると、事業所へお問い合わせをさせていただく場合があります。

- **個人番号**は必ず記載してください。なお、本人の強い拒否や、退職者で連絡がつかない等の事情で収集が難しいときは、未記入でも構いませんが、事業所へ詳細をお伺いする場合があります。

- 提出時に、給与支払報告書に穴を開けて紐で綴ることはご遠慮ください。

6　文京区からのお願い②

- 普通徴収切替理由書の添付・記載漏れや、個人別明細書の摘要欄への符号の記載漏れがある場合、特別徴収となることがあります。**提出前に、記載漏れや総括表との内容の相違がないかご確認ください。**総括表と個人別明細書の徴収方法に相違がある場合は、**原則として個人別明細書の内容を優先**します。
- **前職分**がある場合は必ず記載してください。記載していない場合は前職分が二重加算され、誤った収入で住民税が計算されてしまいます。



6　文京区からのお願い③

- 個人別明細書に乙欄の記載がある場合は、主たる給与の支払者で特別徴収すると判断します。**乙欄該当者について特別徴収を希望する場合は、摘要欄に「特別徴収希望」と記載**してください。主たる給与の支払者が確認できない場合は、特別徴収とすることがあります。



７　ｅＬＴＡＸによる電子申告について

- 給与支払報告書を受給者ごとの区市町村に仕分けする必要がなく、インターネットで一括送信できます。また、事業所名称・所在地の変更、異動届の提出なども可能です。

- 基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が３０枚以上のときは、ｅＬＴＡＸ等による給与支払報告書の提出が義務付けられています。

- ｅＬＴＡＸで給与支払報告書を提出する場合、同時に源泉徴収票を税務署に提出することができます。詳しくはｅＬＴＡＸホームページ、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.lta.go.jp/

8　特別徴収税額通知の電子化

- 文京区では、法的効力のある電子署名を付与した特別徴収税額通知（電子正本通知）を、ｅＬＴＡＸで提供しております。ｅＬＴＡＸで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法で**電子データを選択**してください。

※**納税義務者用の電子データを希望する場合は、受給者番号の入力が必須**となります。

- 電子データでの通知が正本となるため、電子的に給与システム等に課税額を取り込むことができます。

- ｅＬＴＡＸの地方税共通納税システムを活用すると、金融機関に出向くことなく、複数の地方自治体への支払操作が完了するため、納付事務の負担が軽減されます。